

法令名	工場立地法 (昭和34年3月20日法律第24号 改正 平成28年5月20日法律第47号)
制度の趣旨	工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則等の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。(法第1条)
届出手続き	<p>工場の新設・変更等を行う場合、以下の届出を立地する市町村に行う必要がある。</p> <p>(1) 対象業種 (施行令第1条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 (物品の加工修理業を含む)、 ・ 電気供給業 (水力、地熱発電所、太陽光発電施設を除く)、ガス供給業、熱供給業 <p>※ 日本標準産業分類による。</p> <p>(2) 対象工場 (施行令第2条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地面積 9,000㎡以上又は 建築面積 3,000㎡以上の工場 (特定工場) <p>※ 建築面積には生産施設以外の施設 (事務所、研究所、倉庫等) の面積を含む。</p> <p>(3) 届出不要の場合 (変更時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 修繕に伴い増加する生産施設面積の合計が 30㎡未満の場合 ・ 生産施設の撤去のみ行う場合 ・ 緑地・環境施設面積が増加する場合 <p>※ 緑地・環境施設面積の減少を伴う場合は届出が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産施設以外の施設 (事務所、研究所、倉庫等) を新增設する場合 ・ 代表者の氏名変更 ・ 市町村合併による住所の変更 <p>(4) 準則(守るべき基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産施設： 敷地面積の30%～65%以下 (業種による) ・ 緑地： 敷地面積の20%以上 ・ 環境施設： 敷地面積の25%以上 (緑地を含む) <p>うち、15%以上は敷地の周辺部に配置すること。</p> <p>※ 昭和49年6月28日以前から設置している工場については、緩和措置がある。</p> <p>※ 緑地・環境施設の基準については、市町村条例により緩和されている場合があります。</p> <p>(5) 届出様式 (下記「HP 上での情報提供」参照) 「企業誘致ガイド」→「工場立地法について」→「ダウンロード様式の一覧」</p> <p>(6) 提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新設又は変更届 : 着工90日前まで (30日まで短縮可能) ・ 氏名等の変更又は承継等 : 速やかに <p>(7) 提出部数 1部</p> <p>(8) 関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場立地法 ・ 工場立地法施行令 ・ 工場立地法施行規則
HP 上での情報提供	[徳島県のHP]→[事業者の方]→[徳島県企業誘致ガイド]→ [立地を検討中の方へ] → [工場立地法の概要]
照会先	工場が立地する市町村、または徳島県商工労働観光部企業支援課 (TEL. 088-621-2306 FAX. 088-621-2853) E-mail kigyoushienka@pref. tokushima. jp